令和７年度「若者が主役の環境保全活動応援事業」業務委託仕様書

※　本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、千葉県（以下「県」という。）が作成する。

１　事 業 名　　令和７年度「若者が主役の環境保全活動応援事業」業務委託

２　委託期間　　契約締結日から令和８年３月１９日（木）まで

３　執行限度額　４，８００，０００円（消費税及び地方消費税込み）

※ うち１，５００，０００円は優秀なアイデアに交付する賞金の原資としての金額であり、実際に交付した賞金の額に応じて清算するものとする。

４　事業の目的・概要

気候変動等の環境問題や SDGs の達成に向けた取組等、環境への意識が高まっている中、環境問題を自分ごととして捉えて行動し、次代の環境保全活動をリードする若手人材の育成を図るため、若者の創意工夫による環境保全活動のアイデアコンテストを開催し、活動の契機とするとともに、実際に活動する上での支援を行う。

５　委託業務の内容

（１）協力団体等の把握

環境保全活動を行う意向を持つ若者（以下「参加意向者」という。）に対し、知見や技術、活動場所の提供等ができる団体や企業等（以下「協力団体等」という。）を、募集するなどの方法で把握し一覧化すること。

この際、協力団体等から、若者と共に解決したい課題や若者に求める事柄も把握すること。

協力団体等の把握にあたっては、令和５年度及び令和６年度に実施した当事業において把握した団体や企業等に改めて協力意向の確認をするほか、県関連施策への登録、各種団体が実施する各種助成制度の活用など、広く公表されている団体や企業等の情報等を基に、募集や自ら取材を行うなどして、より多くの協力団体等を把握すること。

なお、この把握は、コンテストへの参加意向を有する若者に対し、協力団体等の情報や想定される課題、求められる事柄を予め提供することで、コンテストに応募しやすくすることを目的としていることから、目的を踏まえ、実施期間や手法等を提案すること。

また、参加意向者が、協力団体等から知見の提供等を実際に受けられる機会や手段についても提案すること。

（２）コンテストの開催

主に２０代までの若者が主体となって構成する団体・グループから、「環境保全に関する地域の課題」の解決に向けたアイデアを募集し、次のとおりコンテストを開催すること。

提案にあたっては、募集対象者の応募意欲を喚起するとともに、応募アイデアの質の向上に繋がるものとすること。

なお、応募者は、例えば、環境活動に関心のある学生サークル、地域課題の解決に取り組む地域の若者グループ、企業活動の一環で結成された若者チーム、大学の研究室等を想定している。

ア　開催時期　　令和７年１０月頃

イ　開催場所　　エコメッセちば実行委員会が例年主催する「エコメッセちば」の会場内を想定するものであること。

なお、幕張メッセ国際会議場会議室の使用を想定していること。

ウ　参 加 数　　応募総数の想定やコンテスト当日の参加数、コンテストに向けた参加数の絞り込み方法等については提案によること。

エ　応募方法　　応募要件、手続き、スケジュール等、必要な事項について提案すること。

オ　審査方法

（ア）審査基準　　課題解決に向けた実効性等を踏まえた審査基準案を提案すること。

（イ）審 査 員　　有識者（学識経験者等）や、環境保全に資する活動を行う団体や企業等に属する者などによる４名の審査員案を提案すること。

なお、有識者を１名以上含むことを必須とする。

また、審査は、主催者（県）から１名が加わり、５名で行うものとする。

カ　表　　彰　　コンテストの結果、優秀と認められるアイデアに対し、執行限度額における賞金原資相当額の範囲内において、活動実施を条件に賞金交付（資金支援）を行うこと。

提案にあたっては、賞の名称を設定するとともに、賞金原資相当額の範囲で、賞金の交付件数や額を設定すること。

なお、１件あたりの賞金交付額は５０万円を上限とし、かつ、企画の事業規模が５０万円に満たない場合は、事業規模に応じ、実費相当額を上限とすること。

（３）受賞者の活動への支援と活動状況の把握

コンテストの結果、優秀と認められ賞金を交付したアイデア（以下「受賞アイデア」という。）については、次のとおり活動への支援と活動状況の把握を行うこと。

ア　活動開始に向けた交流会の開催

コンテスト後、円滑に実際の活動に移行できるよう、受賞者と協力者等の顔合わせや、活動に向けた課題等の洗い出しを目的とした交流会を、受賞アイデア別に開催すること。

（ア）開催時期　　概ね令和７年１１月から１２月上旬まで

（イ）参加者想定　　活動内容に係る協力団体等、行政機関、その他活動内容に関連する者　等

（ウ）開催場所・方法等　提案による

イ　活動報告会の開催

受賞後の活動内容を周知し、将来に向けた新たな協力者等の獲得などを目的に、活動報告会を開催すること。

（ア）開催時期　　令和８年２月から３月上旬まで

（イ）参加者（報告相手）想定　活動内容に関心がある団体・事業者・行政機関等

（ウ）開催場所・方法等　　提案による

ウ　活動状況の把握等

コンテスト後においては、受賞アイデアの活動状況を定期的に把握し、県に報告を行うとともに、把握した状況について、県と協議の上、必要に応じた助言や情報提供等の支援を行うこと。

（４）事業の周知・広報

コンテスト参加者を広く募るため、募集対象である主に２０代までの若者に訴求するよう、雑誌、新聞、テレビ及びラジオなどの各種情報媒体や、インターネット及び環境保全に関するイベント・セミナーなどの機会を活用した、周知・広報を行うこと。

周知・広報に関する具体的な手法や時期、回数等については提案によるものとするが、各地での掲示や配付ができるよう、チラシのデザイン作成は必須とする。

（５）独自提案

その他、提案者が有する知見等から、上記５（１）から（４）の実施効果を補強し、若者が主体となった環境保全活動の応援に資する独自の取組等を提案できる場合は、その内容等について記載すること。

（６）実績報告

全ての業務が完了したら、その内容及び成果等について実績報告書を作成し、令和８年３月１９日（木）までに提出すること。

なお、報告書の仕様及び体裁は任意とするが、県における今後の施策立案に活用できるよう、内容及び提供方法を工夫すること。

また、当業務において作製した資料等について、電子データ（Microsoft Word、Excel、Power Point、PDF、写真など）で併せて提出すること。

６　留意事項

① 本業務の趣旨を踏まえ、本県における環境保全の推進に資する姿勢で業務に臨むこと。

なお、本業務の内容は、県が自ら行うものを除き、当該コンテストの開催に係るデザイン、レイアウト、データ加工・合成作業、フレーズの検討、素材の入手（権利処理を含む）、掲載する画像一式の収集、各種申請手続き、必要設備や備品の準備等、開催にあたり必要となる業務及びこれらに付随する一切の業務を含むものであること。

② 受託者は、遵守すべき関係法令等に則り、適正に業務を遂行すること。

③ 受託者は、事業を実施するにあたり、責任者を置き業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。

④ 災害等、不測の事態が生じ、本仕様書に指定する実施形態をとることが困難になった場合や、定めのない事柄が発生した場合などにより本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と受託者で協議し、決定する。

また、不測の事態が生じた場合など、やむを得ない事情により、事業を中止する場合は、それまでに発生した費用について、県と受託者で協議し、金額を定めた上で県が負担する。

⑤ 本業務における作製物の取扱いは次のとおりとする。なお、作製にあたって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うものとする。

- 本業務の履行における作製物の所有権は全て県に帰属するものとする。
- 作製物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する

著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に県に無償で譲渡するものとする。

⑥ 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を提出し、県の承諾を得た場合はこの限りでない。

⑦ 受託者は、本事業を実施するにあたり、対人、対物事故についての補償を行う保険に加入するほか、速やかに県に連絡できる体制を構築するなど、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合に責任をもって対応し解決を図れるようにすること。

⑧ 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。本業務委託終了後も同様とする。

⑨ 打ち合わせの記録については受託者がこれを行い、委託者に送付するとともに業務終了まで保管をすること。なお、記録の内容については、県に確認をとること。

⑩ 事業の実施に当たり、取り扱う個人情報の管理は適正に実施すること。

⑪ 本仕様書に明示のない事項又は業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し対応を図ることとする。

⑫ その他、この仕様に記載の無い事項については、提案の範囲とする。